

(参考)

1 渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判管轄

本法律は、私人間の権利義務関係を調整する民事法規であるから、プロバイダ等の所在地が海外であったり、発信者の住所地が海外である等の渉外的要素を含む事案（渉外的法律関係）において、本法律の適用があるか否かや我が国の裁判所に裁判管轄が認められるか否かは、準拠法決定及び国際裁判管轄決定の一般原則に従って決せられるべき問題である。

この点、準拠法の決定については、我が国の場合、主として法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号。以下「通則法」という。）第4条以下がこれを規定している。

他方、国際裁判管轄の決定については、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民事訴訟法」という。）第3条の2以下がこれを規定しているため、これらの規定に従って解決されることになる。そこでは、事件の性質に関係なく、(ア) 人に対する訴えであれば、その住所が日本国内にあるとき、住所が日本国内にない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所が日本国内にない場合又は居所が知れない場合には最後の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められ（同法第3条の2第1項）、(イ) 法人その他の社団又は財団に対する訴えであれば、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる（同条第3項）こととされる。

したがって、プロバイダ等を被告として提訴する場合、被告の住所地等との関係では、プロバイダ等が個人の場合には、日本国内に住所、居所又は最後の住所が存在するとき、プロバイダ等が法人の場合には、日本国内に主たる事務所若しくは営業所又は代表者その他の主たる業務担当者の住所が存在するときに、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められることになる。

(1) プロバイダ等が情報を放置した場合の責任の制限（第3条第1項関係）

被害者が違法な情報を放置したプロバイダ等を提訴する場合、一般的には、不法行為責任の問題となると考えられる。そこで、不法行為事件の準拠法及び国際裁判管轄について検討する。

① 準拠法

不法行為によって生ずる債権の成立及び効力については、原則として結果発生地の法を準拠法とし（通則法第17条）、名誉又は信用を棄損する不法行為によって生じる債権の成立及び効力については、被害者の常居所地法を準拠法とする（同法第19条）。また、これらの規定により外国法が準拠法となる場合には、準拠法である外国法と日本法をを累積的に適用し、いずれの法律によっても不法行為が成立する場合にのみ不法行為の成立が認められる（同法第22条）。

この点、本法律第3条第1項は、不法行為責任の成立を同項所定の場合に制限するも